

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年7月第27回総会を開会いたします。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員会委員は14名中14名、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は8名です。開会時間は午後3時40分です。質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今回は議席番号1番清水委員と、議席番号2番岡本委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について」を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について」、を説明いたします。

まずは参考資料をご覧ください。農地を耕作目的で取得する農地法3条の許可は許可要件がいくつかありますが、そのなかに「今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）」というのがあります。今回はこちらについての審議です。下限面積要件とは、都道府県においては50a（5千㎡、5反）となっております。基本的にはこちらが農地法3条の下限面積となります。さらに、「地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実表に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができる」とされています。これが「別段面積」となっております。小川町においては小川・大河・竹沢地区においてそれぞれ30aとなっております。こちらの面積については毎年1回この面積が適切かどうか確認しなければなりません。小川町では毎年7月にこちらの審議をお願いしています。

（議案第1号について、記載事項を読み上げ、説明）

議長

ありがとうございます。只今事務局より説明がありました。これより質疑を受け付けたいと思います。この件に関しましては農業委員、推進委員同時に質疑をうけつけます。いかがでしょうか。

（質疑なし）

議長

よろしいでしょうか。それでは質疑はなしということですのでこれより採決に移ります。

議案通りで賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

ありがとうございました。全員賛成により、議案通り可決承認されました。

つづきまして、日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今回は3件の申請がありました。順次審議したいと思います。それでは申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。命によりまして議案第2号申請番号1番について説明させていただきます。

(議案第2号申請番号1番について、記載事項を読み上げ、説明)

なお、本件の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地にあたりと判断されます。最後に、調査区は竹沢地区となります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは現地調査の報告を担当地区の竹沢地区よりお願いたします。

推進委員尾上委員 推進委員の尾上が報告いたします。調査日は7月21日8時から農業委員2名、推進委員2名、計4名で調査を行いました。場所は案内図の通りです。該当地付近は草が茂っており農業をできる状況ではありません。後々田をするにあたって水路は必要だということで水路改修工後は水利組合が管理することになっています。また、昔何十年か前に団地として開発した経緯があり、筆としては宅地用として分かれている箇所がありますが、実際は山林のままとなっています。よって、今回開発してもらうことにより、今後今よりも農業をできる状況になるのではないかと考えられます。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号1番について質疑を受け付けます。まずはじめに農業委員の皆様より質疑を受け付けます。質問意見のある方は挙手をお願いたします。

(挙手なし)

議長 よろしいですか？それでは推進委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長 ありがとうございます。それでは質疑はないようですので、採決に移りたいと思います。ただいまの申請番号1番の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、原案通り可決されました。ありがとうございます。

(事務局、挙手)

議長 事務局より発言を求められましたのでお願いたします。

事務局 はい。本案件につきましては、開発面積が3000㎡(30a)を超えていますので、8月6日の埼玉県農業会議が主催で行われる常設審議委員会で報告してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

それでは、申請番号2番につきましては取り下げということになりましたので、申請番号3番について事務局より説明をお願いたします。

- 事務局 はい。命によりまして申請番号3番について説明させていただきます。この案件は今年1月25日の総会で農業振興地域の除外について、皆様に審議していただき、承認していただいた案件です。5月28日に除外が認められ、今回転用の申請となりました。
(議案第2号申請番号3番について、記載事項を読み上げ、説明)
なお、本件の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地にあたると判断されます。最後に、調査区は竹沢地区となります。以上内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地調査の報告を担当地区の竹沢地区よりお願いいたします。
- 3番松本委員 はい。議席番号3番、松本が報告いたします。7月21日に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。この企業は木呂子でもNO1の企業であります。他市町村からも車で通勤される従業員がおります。工場から400～500m離れたところを借りて駐車場としておりましたが、徒歩圏内にいい場所があったので申請に至ったと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号3番について質疑を受け付けたいと思います。まずはじめに、農業委員の質疑を受け付けます。質問意見のあるかたは挙手をお願いいたします。

(挙手なし)
- 議長 ありがとうございます。つぎに推進委員のみなさんいかがでしょうか。

(挙手なし)
- 議長 それでは質疑はないようですので、採決に移りたいと思います。ただいまの申請番号1番の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により可決承認されました。つづきまして、申請番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。続きまして申請番号4番について、内容説明させていただきます。こちらも申請番号3番と同様、1月25日の総会で除外について承認していただいた案件になります。5月28日に除外が認められたため今回農地転用申請となります。
(議案第2号申請番号4番について、記載事項を読み上げ、説明)
- 事務局 なお、本件の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一連の区域にある農地、10ヘクタール以上連続した農地、第1種農地であると判断されます。第1種農地は原則的には転用不許可の農地です。ただし例外があります。地域の農業の振興に資する施設ということで、今回は第1種の例外として申請を受理いたしました。最後に、調査区は八和田地区となります。以上内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは現地調査の報告を担当地区の八和田地区よりお願いいたします。

4 番田中委員 はい。議席番号4番、田中が現地調査報告させていただきます。7月21日午前8時に集
合し農業委員5名、推進委員3名、合計8名で申請人立ち合いのもと、現地調査いたしました。この案件は先ほど事務局から説明があった通り、農振の除外が下りたということで今回
農転の申請、ということです。隣接所有者、隣接耕作者、合併浄化槽からの放流先の水利組
合の同意もおいております。今回の申請は問題ないと判断しました。以上報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号4番について質疑を受け付け
たいと思います。まずはじめに農業委員の皆様より質疑をお受けいたします。質問意見のあ
る方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長 ありがとうございます。つづきまして推進委員のみなさんいかがでしょうか。

(挙手なし)

議長 それでは質疑はないようですので、採決に移りたいと思います。ただいまの申請番号4番
の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により可決承認されました。なお、議案第2号
は農地法第5条ですので、3件の案件は原案の通り許可相当として県知事に意見書を送付
いたします。

続きまして日程4、議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に
ついて」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは申請番号1番につ
いて事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号申請番号1番について説明いたします。今小川町の農地で相続税の納税
猶予を受けている方は全部で15名いらっしゃいます。面積にしますと63,288㎡が納
税猶予の適用を受けている農地となります。税務署から納税猶予を受けてる土地について一
筆毎に利用状況を回答してほしいという依頼がありました。今年は免除確定20年目を迎
える2名10筆が対象となりました。今回の農地はいずれも利用権等の設定はしておりませ
ん。それでは申請番号1番について説明いたします。

事務局 (議案第3号申請番号1番について、記載事項を読み上げ、説明)

最後に、調査区は大河地区になります。以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査に基づく利用状況の報告を大河地区の
担当委員より、お願いします。

推進委員島野委員 はい。推進委員の島野が報告いたします。7月23日午前8時半より、農業委員4名、推進委員2名、合計6名で現地調査を行いました。

腰越1070-1は耕耘されていて、作付可能な状態になっています。

腰越1072-2は稲が植わっております。

腰越1096-1、1096-2は一体として耕耘されていて、作付可能な状態になっています。

腰越1107は野菜類が耕作されております。

腰越1209-1、1210、1211は地続きになっており、耕耘されていて、作付可能な状態になっています。

腰越1226-1も、耕耘されていて、作付可能な状態になっています。

以上が現地調査の報告となります。

議長 ありがとうございます。利用状況の確認の番号としてはすべて1でよろしいでしょうか。

推進委員島野委員 はい。

議長 わかりました。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。この案件に関しましては農業委員、推進委員、同時に質疑をお受けいたします。質問意見のある方は挙手をお願いいたします。

(1番清水挙手)

議長 はい。清水委員。

1番清水委員 はい。1番清水です。申告時と現在で面積がずいぶん違うものもあるようですが、その理由は何でしょうか。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 はい。面積が変わっているのは地籍調査が入ったためと思われます。山林に比べると農地の面積の変化は小さいほうかなと思いますが、合筆等もありますので地籍調査が入ると変わります。

議長 そのほか、なにかありますでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですのでそれでは採決に入らせていただきます。利用状況の区分、該当の9筆についての回答ですが、すべて1でよろしい方挙手をお願いいたします。

(全員、挙手)

議長 はい。ありがとうございます。申請番号1は大河地区の報告の通りに承認、可決されました。ありがとうございます。つづきまして、申請番号2番につきまして事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 はい。命によりまして申請番号2番を説明させていただきます。
(議案第3号申請番号2番について、記載事項を読み上げ、説明)
最後に、調査区は大河地区になります。以上です。よろしく願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございました。それでは現地調査に基づく利用状況の報告を大河地区の
担当委員より、お願いします。
- 推進委員中村委員 推進委員の中村が報告いたします。7月23日9時半に集合し、農業委員2名、推進委員
2名、合計4名で現地へ行きました。
青山967ですが、地目では田とありますが、野菜が植わっており畑として耕作されてい
ました。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。利用区分としては1でよろしいでしょうか？
- 推進委員中村委員 はい。
- 議長 それでは、ただ今の担当委員の利用状況調査におきまして、区分は1といたします。これ
より質疑に入ります。質問意見のある方は挙手をお願いします。

(推進委員高橋委員、挙手)
- 推進委員高橋委員 推進委員高橋です。地目が田とあるのに実際は畑をしているということですが、耕作をし
ていれば田でも畑でもよいのですか？
- 議長 事務局、お願いします。
- 事務局 はい。税務署からの調査マニュアルには田とか畑とかということではなく「耕作」してい
ればよいということになっていますので、特に問題はないかと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、今の該当地は地目は田になっていますが現況は畑とし
て耕作している。ということで1という判断でよろしいかと思います。ほかに質問、ご意見
ありますでしょうか。

(挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは採決に移ります。只今の大河地区の現地調査により利用状況
区分1といたしました。利用状況区分1で賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により利用状況区分は1といたします。
続きまして、日程5報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出につい
て」、事務局より報告いたします。

- 事務局 はい。命により報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を報告させていただきます。
(報告第1号申請番号1番について、記載事項を読み上げ、説明)
- 議長 はい。ありがとうございました。つづきまして、日程6報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。命により報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を報告させていただきます。申請番号1番、2番について続けて説明させていただきます。
(報告第2号申請番号1番、2番について、記載事項を読み上げ、説明)
- 議長 はい。ありがとうございました。つづきまして「その他」について入ります。その他について議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)
- 議長 特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成30年7月第27回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時45分です。